

第 17 回社会保障審議会福祉部会 意見

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
平成 28 年 5 月 20 日 (金)

一. 第 17 回 福祉部会における論点について

会計監査人設置法人について

- 一定規模以上の法人（特定社会福祉法人）に対する会計監査人の設置が義務化されることとなるが、社会福祉法人にとって新制度であると同時に、会計監査人にとっても新分野の監査業務であることから、相当の事務負担が思料される。医療法人においては、事業収益 70 億円以上又は負債 50 億円以上がひとつの設置義務の基準となっている。仮に、10 億円の建物を用いた病院は 8.5 億円程度の収益を確保できる一方、特別養護老人ホームは同等の建物であっても 3 億円程度の収益である。事業収益 $70 \text{ 億円} \div (8.5 \div 3) \approx 24.7 \text{ 億円}$ となるこの差を踏まえ、対象法人は収益 20 億円以上の規模を対象とし、段階的に規模の水準を下げるべきである。

二. これまでの論点について

評議員会について

- 評議員による解任権の濫用のおそれがあるが、この濫用を是正する手段等について示されたい。
- 先の部会でも協議があったとおり評議員の確保が困難な場合等に配慮し、法人間相互による評議員会の形成等を検討すべきである。

「関連当事者との取引の内容」について

- 財務諸表の注記事項として、関連当事者との取引内容の開示に関して、対象者は「役員及びその近親者（3 親等以内）」となっている。この「役員」は、現行の会計基準では、「常勤」役員とされているところであるが、今回の改正においても常勤役員の扱いに変わりはない理解でよいか。
- 地域によっては、調理・リネン等において、複数の事業者が存在しないため、関連当事者との取引が集中し、「注記事項」が多くなる場合もあることから、100 万円以上の基準を引き上げるか、事務負担の免除・軽減等の仕組みについて示されたい。

特別な利益供与の禁止について

- 財務諸表の注記事項において開示対象となる、①当該社会福祉法人を支配する法人若しくは当該社会福祉法人によって支配される法人又は同一の支配法人をもつ法人②当該社会福祉法人の評議員及びその近親者（三親等以内の親族など）は広範囲に及ぶことから、関連当事者との取引を把握する手続きや書式について、どのようなものを考えているか、示されたい。

行政の関与のあり方について

- いわゆるローカルルールに対しては、指導要領等の問題とは別に、各制度を所管する局・課において、参酌標準、人員配置、各種加算の適用要件の解釈等によって発生していることも一因としてある。法人監査要領等の明確化はもちろんのこと、各制度上においても不適切な解釈・指導等については、是正する手立てについて、示されたい。

その他

- 前回の福祉部会資料で示された控除対象財産①の「財産目録イメージ」については、財産目録の新様式を例示していると思われるが、場所・物量等、取得年度、使用目的、取得価額、減価償却累計額等が現行の財産目録に付記されることになるのか。仮に、財産目録の様式を見直すのであれば、家屋番号、車両番号、預金の支店名等の記載は必ずしも適切ではないため、明細別紙記載方式とするなどの対応を行うべきである。仮に見直すつもりがないのであれば、行政の監査において、こうした記載例のみが独り歩きし、この内容を記載せねばならないとの指導に繋がることから、この様式はあくまで例示であり、そうした指導を行う必要はないことを明確にすべきである。

以上